

○奈良県住生活推進委員会規則

平成二十五年三月二十九日

奈良県規則第百三十九号

奈良県住生活推進委員会規則をここに公布する。

奈良県住生活推進委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県住生活推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課において処理する。

(平二八規則五六・令二規則四〇・令六規則三五・一部改正)

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年規則第五六号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和二年規則第四〇号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和六年規則第三五号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。